

各位

会社名 株式会社 CAC Holdings
代表者名 代表取締役社長 西森良太
(証券コード 4725 東証プライム市場)
問合せ先 コーポレート・コミュニケーショングループ長 酒井伊織
(電話 03-6667-8010)

株式給付信託(J-ESOP)の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の株価や当社グループの業績と、当社グループの従業員の処遇との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより株価および業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的に、当社グループの従業員に対して当社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)を導入することにつき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 導入の背景

当社は、当社グループの役員を主な対象として、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与および株主価値の共有を目的とした譲渡制限付株式報酬制度を2019年度より導入しております。

2030年における当社グループのあるべき姿として掲げております「CAC Vision 2030」の実現に向けては、当社グループの従業員それぞれの高い挑戦意欲が重要であり、その成果に報いるインセンティブプランが必要と検討してまいりました結果、今般、当社グループの従業員を主な対象として本制度を導入することといたしました。

2. 本制度の概要

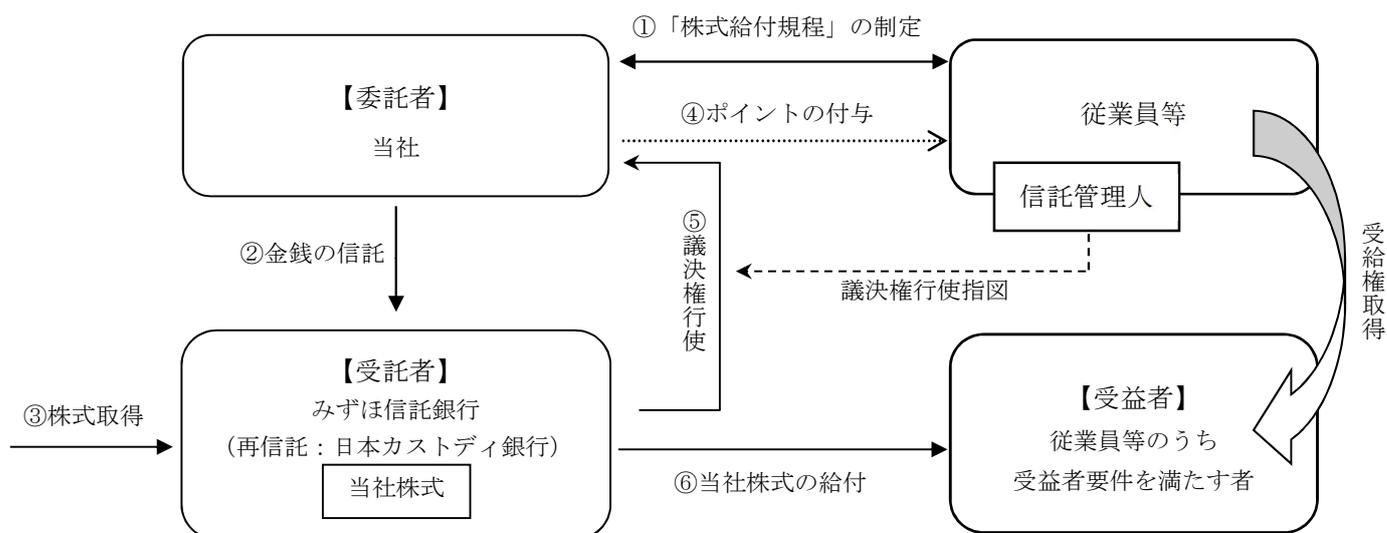
本制度は、米国のESOP(Employee Stock Ownership Plan)制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社およびグループ会社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社従業員およびグループ会社の役員・従業員(以下「従業員等」といいます。)に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社およびグループ会社は、従業員等に対し当社グループの業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員等の株価および業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

なお、本信託の設定時期、金額等につきましては決定次第改めてお知らせいたします。

【本制度の仕組み】



- ① 当社およびグループ会社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、株式給付規程に基づき従業員等に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行(再信託先:日本カストディ銀行)に金銭を信託(他益信託)します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社およびグループ会社は、株式給付規程に基づき従業員等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、従業員等のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者(以下「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

以上